

弥富市国民健康保険条例（昭和34年弥富町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万円4,000円」を「40万8,000円」に改め、同港ただし書中「1万6,000円」を「1万2,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 令和3年12月31日以前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

